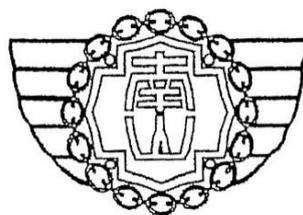


長崎南山小学校学則



学校法人長崎南山第二学園
長崎南山小学校

長崎南山小学校学則

昭和34年4月1日制定
(最終改正 令和7年10月1日)

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法、および私立学校法に従い、カトリックの精神を基礎とし、心身の発達に応じた初等教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長崎南山小学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、長崎市音無町9番34号に置く。

第2章 収容定員

(定員)

第4条 本校の収容定員は360名とする。(各学年 60名)

第3章 就業年限、学年、学期および休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、6年とする。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期	4月 1日から	8月31日まで
第2学期	9月 1日から	12月31日まで
第3学期	1月 1日から	3月31日まで

(休業日・臨時休業及び登校日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1)日曜日

(2)土曜日(第1土曜日を除く)

ただし、行事等の都合により土曜日の登校日を変更することができる。

(3)国民の祝日

(4)夏季休業	7月21日から		8月31日まで
(5)冬季休業	12月24日から	翌年	1月 7日まで
(6)学年末休業	3月24日から		3月31日まで
(7)学年始め休業	4月 1日から		4月 5日まで

(8)創立記念日 4月 1日

(9)カトリックの重要な祝日

第4章 入学、転学、退学、欠席および休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、本校の教育方針に賛同する保護者の子弟とする。

(入学許可)

第10条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(入学願)

第11条 入学を希望するときは、保護者において、本校所定の入学願書その他の書類に入学選考料を添え、願い出なければならない。

(入学手続き)

第12条 入学の許可を受けたときは、保護者においてすみやかに所定の書類に記入し、入学料を添えて提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第13条 他の小学校から本校に転学を志望する児童があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

2 児童が他の小学校へ転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第14条 児童又は保護者が本校の教育方針に適しないと認められたときは、当該児童を退学させることがある。

(欠席・休学)

第15条 児童が病気(怪我を含む。以下同じ。)その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し届けなければならない。

2 児童が、病気その他やむを得ない理由により7日以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、病気の場合は医師の診断書を添え願い出て許可を受けなければならない。

3 病気その他のやむを得ない理由により引き続き3ヶ月以上欠席を必要とする場合は、保護者より休学を願い出て学校長の許可を受けなければならない。ただし、休学できる期間は修業年限のうち2年間までとする。

4 前項により休学中の児童が復学しようとするときは、保護者において、その事情を明らかにした書類を添え届け出て、許可を受けなければならない。

(出席停止)

第16条 児童が、伝染病にかかり、またはそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その児童に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第 17 条 児童が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可する。

(身上事項の移動の届出)

第 18 条 児童および保護者、本籍、住所の変更等身上事項について移動があったときは、すみやかに届けなければならない。

第5章 成績および卒業

(教育課程)

第 19 条 本校において履修すべき教科は、別表(1)教育課程表の通りとする。

(課程修了の認定)

第 20 条 各教科の学期成績は、その学期間の学業成績、修学態度および出欠状況等を総合してこれを評価し、学年成績は全学年を通じて総合評価をもって表す。

(卒業証書の授与)

第 21 条 前条の規定により、児童が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第6章 職員組織

(職員組織)

第 22 条 本校に次の職員を置く。

- (1)校長 1名
- (2)教頭 1名
- (3)教諭 20名以内
- (4)助教諭 若干名
- (5)講師 若干名
- (6)事務長 1名
- (7)事務職員 若干名
- (8)学校医 1名
- (9)学校歯科医 1名
- (10)学校作業員等 若干名

2 校長は校務を掌り所属職員を監督する。

3 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 校納金、入学金および入学手数料

(校納金、入学金および入学手数料)

第 23 条 本校の校納金、入学金および入学手数料は、次のとおりである。

(1)校納金

授業料	(年額)180,000 円
施設費	(年額)一児童 24,000 円
設備費	(年額)一児童 24,000 円

安全対策費	(年額)一児童 9,350 円
-------	-----------------

なお、校納金は月ごとに12回に分けて納入することとするが、安全対策費は8月の徴収を行わない。

(2) 入学金

入学金	入学手続の際 50,000 円
-----	-----------------

ただし、カトリックの建学の精神に基づく教育理念のもと、地域社会におけるカトリック学校等の連携の一環として、心の教育をはじめ種々の教育連携を行うとして協定を取り交わしている幼稚園、こども園又は保育園からの入学者は 25,000 円とする。

(3) 入学手数料

入学手数料	願書提出時 5,000 円
-------	---------------

- 2 児童在籍中は、出席の有無にかかわらず校納金を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 正当な理由がなく校納金を3ヶ月以上滞納し、又は所定の期日に納入しないことが年間6回を超え、その後においても適切な納入の見込がないと校長が判断したときは、退学を命ずることがある。
- 4 すでに納入した校納金、入学金および入学手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しない。ただし、第 15 条第 3 項の規定により休学の許可をうけたときは、その始期の属する月(始期の日が月の途中の場合はその翌月)から復学を許可された日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。
- 5 校長が適当と認めた者は、授業料を軽減又は免除することがある。
 - (1) 本校在学児童の同家族で、二人以上在学する場合、二人目からの授業料を一人年額90,000円に軽減する。
 - (2) その他授業料を軽減又は免除することについて正当な理由があると校長が認めたとき。
- 6 長崎県による授業料軽減等の補助金の補助対象となる保護者については、長崎県総務部関係補助金等交付要綱の規定に基づき、その負担する生徒の授業料に対して軽減措置を受けることができる。なお、補助対象となる授業料は、当該年度の授業料の額を上限とする。

第8章 褒賞

(褒賞)

第 24 条 日常生活、学業成績、共に優秀で他の児童の模範とするに足りると判定された児童および出席状況が優秀な児童に、学年末又は卒業に際し、賞を与えて表彰することがある。

第9章 雑則

(弁明)

第 25 条 第 14 条及び第 23 条第 3 項の規定に基づき、退学処分を行うときは、当該児童の保護者に書留郵便による文書送達をもって通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。

2 文書送達の日から10日以内に相手方が弁明に応じない場合は、退学処分を受け入れたものとみなして処分を行うことができるものとする。

(雑則)

第 26 条 この学則の実施に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は昭和34年 4月 1日から施行する。
- 1 この学則は平成14年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成15年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成16年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成17年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成22年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成23年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成24年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成25年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成29年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成29年10月 1日から実施する。
- 1 この学則は平成31年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 2年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 4年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 5年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 6年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 7年 4月 1日から実施する。
- 1 この学則は令和 7年10月 1日から実施する。